令和８年度
申込案内書

エネルギー管理講習

資質向上講習

経済産業省令で定めるところにより行う「選任者への義務講習」のご案内

省エネ・非化石転換法※1により特定事業者等※2に指定されている事業者は、選任者※3に法定講習（資質向上講習）を受講させることを法令により義務付けられています。

※1 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律
※2 特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者、管理関係事業者
※3 新規講習修了者として、エネルギー管理企画推進者・エネルギー管理員に選任されている方。
エネルギー管理統括者・エネルギー管理士免状取得者の受講は不要。

Q１. 受講対象者について教えてください。

A１. 平成 18 年度～令和５年度の新規講習修了者で、令和７年度までに選任されている方です。

※資質向上講習の修了年度等により本年度の対象にならない場合があります。詳しくは４ページをご確認ください。
※令和８年度に再び（別の場所で）選任された方、令和６年度の修了者の方は、令和９年度の受講になります。

Q２. 未受講の場合（受講させなかった事業者）への行政上の措置はありますか？

A２. 省エネ・非化石転換法に定める受講義務が不履行の場合には、事業者の省エネへの取り組みが不十分であると考えられ、工場等現地調査・立入検査・指導・助言の対象となることもあり得ます。

Q３. 受講対象者の氏名を知りたい。

A３. 省エネルギーセンターから届いた郵送物（封筒又はハガキ）の宛名に記載されています。回答までに時間を要しますがメールでの問い合わせも可能です。

Q４. 前任の担当者宛てに案内が届いた。（異動、退職、解任等）

A４. 案内を停止しますので、メールでご連絡ください。なお、後任者の受講時期や交代方法等は別途ご相談ください。



✓ 法令遵守
✓ 社会規範の遵守
✓ 社会的責任



受講対象者の方だけでなく、
事業者としての社会的責任と法令の重みを厳格にご認識いただき、
必ず受講をお願いいたします。

省エネルギーセンターでは【エネルギー管理・省エネ対策】に関する法定講習を実施

①最新の法制度と実務対応を網羅し丁寧に解説、実際の業務に役立つ事例紹介と管理手法等を習得
②専門講師による分かりやすい解説（E ラーニング 24 時間受講可能、AI 音声・字幕表示対応）

申込受付期間：令和８年 12 月１日（火）～令和９年２月 22 日（月）
受 講 期 間：令和９年１月 15 日（金）～３月 30 日（火）

経済産業大臣指定講習機関
一般財団法人省エネルギーセンター
エネルギー管理試験･講習本部　講習部
〒108-0023　東京都港区芝浦二丁目11番5号
五十嵐ビルディング

問い合わせ　9時15分から17時30分まで
（土・日・祝日を除く）
TEL：03-5439-4977
メール：train@eccj.or.jp

ECCJ

https://www.eccj.or.jp/

目　次

【重要】申込み手続き前に必ずご確認ください！　・・・・・・・・・・・・・・・・2

1．エネルギー管理講習「資質向上講習」制度の概要・・・・・・・・・・・3～4
（1）資質向上講習(法定講習)の受講義務について
（2）令和８年度「資質向上講習」の受講対象者について

2．講習の申込みから受講(修了証発行)までの流れ・・・・・・・・・・・・・・5

3．エネルギー管理講習「資質向上講習」の内容・・・・・・・・・・・・・6～8
（1）申込受付期間
（2）受講料
（3）受講期間
（4）講習カリキュラム
（5）教材の受領
（6）教材の発送予定日
（7）オンライン講習課(eラーニング)の動画視聴について
（8）効果測定の出題形式
（9）講習修了証の発行
（10）注意事項

4．エネルギー管理講習「資質向上講習」の申込みについて・・・・・・　9～10
（1）受講の申込み方法(オンライン講習)
（2）受講の申込み方法(集合講習)

参考１　よくある質問Ｑ＆Ａ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
参考２　関連情報及び連絡先一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
参考３　資質向上講習（法定講習）の受講義務について・・・・・・・・・・・13
参考４　資質向上講習（法定講習）の受講期間について・・・・・・・・・・・14

～個人情報の取り扱いについて～

・エネルギー管理講習に申込みされた受講者の個人情報については、その保護に努めます。申込みの際には、氏名、住所、生年月日等の個人情報を収集します。これらの情報は、エネルギー管理講習制度の運用等、省エネルギー政策を推進する目的の範囲内で利用し、それ以外の目的では利用しません。
・法令に基づく場合を除き、受講者の個人情報を第三者へ開示又は提供することは一切ありません。個人情報については、外部からの不正アクセスに対して適切かつ厳重に管理し、外部への漏えい防止に努めます。
・申込内容の不備確認、受講料の支払状況の確認、申込みに関する各種案内等のため、電話又は電子メールにより連絡する場合があります。
・インターネット申込画面では、SSL（暗号化通信）技術により個人情報を暗号化して送受信しています。また、受講料をクレジットカード決済される場合は、決済代行会社の仕様に準拠した安全な接続方式により決済処理を行います。

【重要】申込み手続き前に必ずご確認ください！

資質向上講習の受講について

令和８年度の受講対象者

平成18年度～令和５年度の新規講習修了者で、令和７年度までに選任されている方です。

※資質向上講習の修了年度等により本年度の対象にならない場合があります。詳しくは４ページをご確認ください。

※令和８年度に再び（別の場所で）選任された方、令和６年度の修了者の方は、令和９年度の受講になります。

受講対象者の氏名を知りたい

ECCJから届いた郵送物（封筒又はハガキ）の宛名に記載されています。問い合わせる場合は、講習部のメール（train@eccj.or.jp）宛てに、氏名、事業者名（指定工場等名）の２項目を記入のうえご連絡ください。

受講の対象外を知りたい

下記の方々は受講できません。

- **エネルギー管理士免状取得者**
- **解任、選任予定（経済産業局への未届け）、未選任の方**
- **受講年度の相違（修了年度、選任年度）**

講習の修了番号、修了した年度

新規講習修了証（又は資質向上講習修了証）に記載されている「講習修了番号」を確認してください。講習修了番号は“-”含め15桁で「01-2023-3-12345」の場合は、2023（令和５）年度に新規講習を修了しています。

資質向上講習の受講漏れ

講習部のメール（train@eccj.or.jp）宛てに、氏名、講習修了番号、選任状況、選任時期の４項目を記入のうえご相談ください。

行政指導等

未受講よる行政上の措置

未受講の場合（受講させなかった事業者）への行政上の措置については、省エネ・非化石転換法に定める受講義務が不履行の場合に、事業者の省エネへの取り組みが不十分であると考えられ、工場等現地調査・立入検査・指導・助言の対象となることもあり得ます。

罰則（罰金・過料）

選任者の交代手続き漏れ

選任をしなかった場合は 100万円以下の罰金、届出を怠った場合、又は虚偽の報告をした場合は、20万円以下の過料の対象となります。

前任者宛ての通知

前任者宛ての通知停止

前任の担当者宛てに案内が届いた（異動、退職、解任等）場合は、案内を停止しますので、講習部のメール（train@eccj.or.jp）宛てに、前任者の氏名、事業者名（指定工場等名）の２項目を記入のうえご連絡ください。

選任者の交代手続き等

新規講習を受講済みの方

EEGS（省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム）から、「選任解任届出書（様式４又は様式７）」にて電子申請してください。

新規講習を未受講の方

エネルギー管理講習「新規講習」を受講し、講習修了番号を取得してください。
エネルギー管理士免状取得者の場合は、新規講習等の受講をせずに選任が可能です。

その他手続き

定期報告書・中長期計画書の書き方や管理方法については、「省エネ法のヘルプデスク」のホームページをご確認ください。https://www.eccj.or.jp/helpdesk/

※上記以外の質問等は11ページをご確認ください。

1 エネルギー管理講習「資質向上講習」制度の概要

（1）資質向上講習（法定講習）の受講義務について

事業者は、**エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（以下、省エネ・非化石転換法という。）**に基づき、エネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員をエネルギー管理講習修了者から選任している場合は、定期的（３年ごと）に**資質を向上するための講習（資質向上講習）を受講させることが義務付け**られています（エネルギー管理士免状取得者は除く）。

１）資質向上講習の受講対象となる選任者（エネルギー管理講習の修了番号で選任）

・特定事業者等で**「エネルギー管理企画推進者」に選任**されている方。
・第一種エネルギー管理指定工場等（第一種指定事業者）で**「エネルギー管理員」に選任**されている方。
・第二種エネルギー管理指定工場等（第二種特定事業者）で**「エネルギー管理員」に選任**されている方。

２）経済産業省令で定めるところにより行う資質の向上を図るための講習を受講させなければならない

○エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律

・エネルギー管理企画推進者
省エネ・非化石転換法第９条第２項、第21条第２項、第33条第２項

・エネルギー管理員
省エネ・非化石転換法第12条第２項、第14条第２項、第24条第２項、第26条第２項、第36条第２項、第38条第２項、第45条第２項、第47条第２項
※詳しくは13ページをご確認ください。

３）経済産業省令で定める期間（資質の向上を図るための講習）

○エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（以下、省令）

・エネルギー管理企画推進者
省令第14条

・エネルギー管理員
省令第32条
※詳しくは14ページをご確認ください。

経済産業省令で定める期間は、選任[注1]されている者が規定する講習を受けた日の属する年度[注2]の翌年度の開始の日から起算して三年です。ただし、当該の方が講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降に選任された場合は、選任された日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して一年となります。

注１：選任とは、経済産業局に「選任解任届出書（様式第４又は７）」を提出し受理されている方です。
注２：年度とは、４月１日から翌年の３月31日までの期間を１年度間としています。

（２）令和８年度「資質向上講習」の受講対象者について

エネルギー管理企画推進者又は**エネルギー管理員**に選任されている方のうち、以下の①～③に該当する方が令和８年度の受講対象者です（エネルギー管理士免状取得者を除く）。

①新規講習を令和５年度に修了した方

令和５年度にエネルギー管理講習「新規講習」を修了し、**令和５年度から令和７年度までに選任**された方は、令和８年度に資質向上講習の受講が必要です。

ただし、令和８年度に選任された方、一度解任され再び令和８年度に選任された方は、令和９年度に資質向上講習の受講となり令和８年度の受講はできません。

<table>
<tr><th colspan="2">令和５年度
（2023 年度）</th><th>令和６年度
（2024 年度）</th><th>令和７年度
（2025 年度）</th><th>令和８年度
（2026 年度）</th><th>令和９年度
（2027 年度）</th></tr>
<tr><td rowspan="3">新規講習
令和５年度
修　了</td><td>令和５年度
選　任</td><td></td><td></td><td rowspan="3">資質向上講習
令和８年度
受　講</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>令和６年度
選　任</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>令和７年度
選　任</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td>令和８年度
選　任
（解任後選任含む）</td><td>資質向上講習
令和９年度
受　講</td></tr>
</table>

②新規講習または資質向上講習を平成18年度から令和４年度に修了した方

平成18年度から令和４年度の間に、エネルギー管理講習「新規講習」または「資質向上講習」を修了し、**令和７年度に選任**された方は、令和８年度に資質向上講習の受講が必要です。

ただし、令和８年度に選任された方、一度解任され再び令和８年度に選任された方は、令和９年度に資質向上講習の受講となり令和８年度の受講はできません。

<table>
<tr><th>平成 18 年から令和４年度
（2006 ～ 2022 年度）</th><th>令和５年度
（2023 年度）</th><th>令和６年度
（2024 年度）</th><th>令和７年度
（2025 年度）</th><th>令和８年度
（2026 年度）</th><th>令和９年度
（2027 年度）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">新規講習
資質向上講習
平成 18 年～令和４年度
修　了</td><td></td><td></td><td>令和７年度
選　任</td><td>資質向上講習
令和８年度
受　講</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>令和８年度
選　任
（解任後選任含む）</td><td>資質向上講習
令和９年度
受　講</td></tr>
</table>

③資質向上講習を令和５年度に修了した方

令和５年度のエネルギー管理講習「資質向上講習」を修了し、**引き続き選任**されている方は、令和８年度に資質向上講習の受講が必要です。

ただし、一度解任され再び令和８年度に選任された方は、令和９年度に資質向上講習の受講となり令和８年度の受講はできません。

<table>
<tr><th>令和５年度
（2023 年度）</th><th>令和６年度
（2024 年度）</th><th>令和７年度
（2025 年度）</th><th>令和８年度
（2026 年度）</th><th>令和９年度
（2027 年度）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">資質向上講習
令和５年度
修　了</td><td colspan="2" rowspan="2">引き続き選任</td><td>資質向上講習
令和８年度
受　講</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>令和８年度
選　任
（解任後選任含む）</td><td>資質向上講習
令和９年度
受　講</td></tr>
</table>

2 講習の申し込みから受講（修了証発行）までの流れ

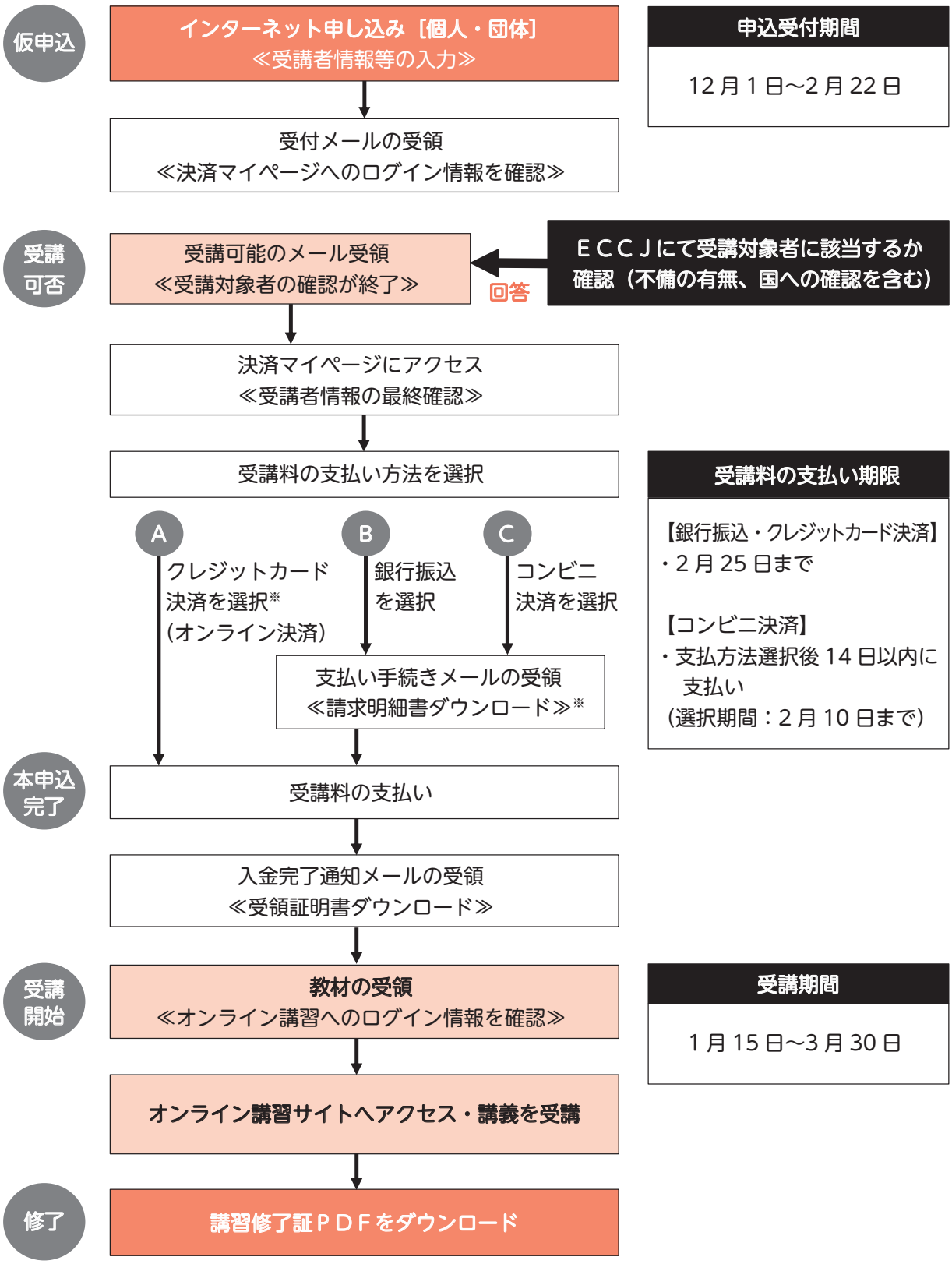

※ 申込書（払込取扱票）にてお支払いいただいた方は、受講開始から同じ流れになります。
※ 詳しい申し込み方法は、9ページをご参照ください。

3 エネルギー管理講習「資質向上講習」の内容

（1）申込受付期間

・令和８年12月１日（火）～令和９年２月22日（月）

（2）受講料

・受講料：15,600円（非課税）

※受講料は非課税（消費税法第６条別表第２）です。インボイス制度（適格請求書等保存方式）の対象外です。

（3）受講期間

・令和９年１月15日（金）～３月30日（火）

※オンライン講習（オンデマンド方式）で実施します。

※やむを得ない事情により集合講習を希望される場合は、10ページをご確認ください。

（4）講習カリキュラム

１）講義の区分

日常のエネルギー管理業務などから、講義区分として**工場**又は**事業場**のどちらかを選択してください。なお、前回の受講区分と違う区分を選択することも可能です。また、所属先に工場と事業場が両方ある場合は、どちらか一つを選択してください（講習テキストには両方の内容が掲載されています）。

講義区分	工　場	事業場
	製造業等に向けた講義	事務所、ビル、商業施設、ホテル、学校、病院、官公庁、倉庫等に向けた講義

２）講習の課目

省エネ・非化石転換法等の規定に基づき、次の３課目について講義を行います。講義時間は下表のとおりです（効果測定の解答時間を除く）。

課　目		内　容	講義時間
課目Ⅰ	第１編 エネルギー総合管理及び法規 （共通）	・エネルギーを巡る情勢及び政策 ・省エネ・非化石転換法とエネルギー管理 ・省エネルギー推進のフローと体制　ほか	５時間30分
課目Ⅱ	第２編 エネルギー管理の手法 （工場向け・事業場向け）	・省エネルギー改善の進め方 ・省エネルギー事例 ・エネルギー管理の技術に関する最近の情報　ほか	
課目Ⅲ	第３編 エネルギー管理の実務 （工場向け・事業場向け）	・使用合理化判断基準と管理標準 ・省エネ・非化石転換法に基づく届出、報告 ・省エネルギー支援及び情報　ほか	

（5）教材の受領

・インターネット申込みの場合、決済マイページにて荷物の追跡番号を確認できます（伝票番号は即時反映されません）。
・土日祝日、年末年始等は、交通渋滞や航空貨物の搭載制限の影響により、配送が遅延する場合があります。
・テキスト発送後、送付先住所の誤り又は送付先変更により再送付が必要となった場合、再送付に係る費用は着払いとなることがあります。

（6）教材の発送予定日

入金日	テキスト 発送予定日
12月 1日（火）～12月 7日（月）	1月 7日（木）
12月 8日（火）～12月14日（月）	1月 8日（金）
12月15日（火）～12月21日（月）	1月12日（火）
12月22日（火）～ 1月 4日（月）	1月15日（金）
1月 5日（火）～ 1月11日（月）	1月22日（金）
1月12日（火）～ 1月18日（月）	1月29日（金）
1月19日（火）～ 1月25日（月）	2月 5日（金）
1月26日（火）～ 2月 1日（月）	2月15日（月）
2月 2日（火）～ 2月 8日（月）	2月19日（金）
2月 9日（火）～ 2月15日（月）	2月26日（金）
2月16日（火）～ 2月21日（日）	3月 4日（木）
2月22日（月）～ 2月25日（木）	3月10日（水）

※集合講習の受講票及び教材の発送予定日は、10ページをご確認ください。

（7）オンライン講習（eラーニング）の動画視聴について

・オンライン講習は、インターネットを通じて配信される、あらかじめ録画された講義動画を視聴する形式です。Webカメラは使用しません。
・勤務先や自宅等において、指定期間内であれば24時間（メンテナンス時間を除く）いつでも受講できます。連続して視聴するほか、途中で中断し、後から再開することも可能です。
・一般財団法人省エネルギーセンターが指定する期間内に講習を修了してください。受講期間の開始日前および終了日後は、オンライン講習の受講および動画の閲覧はできません。
・視聴期間の延長はありませんので、計画的に受講してください。
・受講に必要な通信機器および端末等は、受講者又は事業者にてご用意ください。
・オンライン講習受講時のインターネット通信料および受講料以外に発生する費用は、受講者又は事業者の負担となります。

・ご利用の動作環境によっては視聴できない場合があります。セキュリティソフトの設定内容や、モバイルWi-Fiルーター等の通信環境が不安定な場合、正常に動作しないことがあります。
・セキュリティ設定（各種制限やアクセス拒否等）により、所属先等でログイン又は動画が再生されない場合は、所属先のシステム管理者又はネットワーク管理者にご相談ください。
・省エネルギーセンターのホームページ（https://www.eccj.or.jp）から動画の視聴テストを行うことができます。詳しい操作方法は、講習部ホームページ内の「動作環境の確認」バナーからご確認ください。
・使用する端末およびインターネット接続環境に起因してオンライン講習を適切に受講できなかった場合でも、省エネルギーセンターは一切の責任を負いません。
・省エネルギーセンターは、事前の告知のうえ、オンライン講習の維持・保全又はシステム障害発生時の復旧のため、オンライン講習を一時的に停止又は中止することがあります。
・オンライン講習で提供する教材等の著作権は、省エネルギーセンターに帰属します。

（8）効果測定の出題形式

≪オンライン講習≫

・視聴された編ごと（テキスト第１編、第２編、第３編）に効果測定を実施します。
・各編の動画を視聴後、視聴された講義に関連する問題が出題され、合格基準（第１編４問中３問以上、第２編３問中２問以上、第３編３問中２問以上の正解）を満たすと次の編の動画視聴へ進むことができます。
・不合格となった場合は当該の編を再受講していただきます。再視聴の際は、受講済みの単元に限り、再生速度の調整および再生位置の指定が可能です。

≪集合講習≫

・講義終了後、効果測定（10問・20分）を実施します。

（9）講習修了証の発行

・修了基準を満たした場合に、講習修了証を発行します。

≪オンライン講習≫

・講習修了証の発行方法の詳細は、教材に同封される「受講ガイドBOOK」をご確認ください。

≪集合講習≫

・講習会場で講習修了証の配布を行います。

（10）注意事項

・講習申込み後の受講区分の変更（オンライン講習・集合講習）、受講者の変更、申し込みの取消し、返金、または次回への繰越しはできません。
・講習修了者の情報は経済産業省へ登録されるため、氏名（漢字・カナ）および生年月日を正確に入力してください。



4 エネルギー管理講習「資質向上講習」の申込みについて

（1）受講の申込み方法（オンライン講習）

下記のいずれかの方法を選択し、申込みを行ってください。

インターネット申込み（オンライン講習）	
申込み方法	・省エネルギーセンター 講習部のホームページから「インターネット申込み」バナーをクリックし、仮申込み画面へ進んでください。受講料のお支払いをもって、本申込みの完了となります。 ・決済手数料は、決済方法により一部ご負担いただく場合があります。
受付期間 入金期限	○ 支払方法［銀行振込・クレジット決済］ ・申込受付期間：令和８年12月１日（火）～令和９年２月22日（月） ・入金期限：令和９年２月25日（木）まで ○ 支払方法［コンビニ決済］ ・申込受付期間：令和８年12月１日（火）～令和９年２月10日（水） ・入金期限：決済選択後の14日以内まで

申込書［専用の払込取扱票］の提出（オンライン講習）	
申込み方法	・省エネルギーセンター 講習部のホームページにある「資料請求フォーム」バナーから、資料（払込取扱票／申込書）を請求してください。 ・郵便局（ゆうちょ銀行）の窓口へ申込書（専用の払込取扱票）を提出し、受講料をお支払いいただくことで、本申込みの完了となります。 ・振込手数料は申込者の負担となります。 ・会場番号は、工場が「003」、事業場が「004」です。
受付期間 入金期限	○ 支払方法［専用の払込取扱票］ ・申込受付期間：令和8年12月１日（火）～令和９年２月22日（月） ・入金期限：令和９年２月22日（月）日附印有効

請求書・領収書等の取扱いについて
・請求書および領収書は発行していません。各金融機関から発行される「証明書」「利用明細」「振替払込請求書兼受領証」等をご利用ください。 ・インターネット申込みの場合は、決済マイページから「請求明細書」および「受領証明書」をダウンロードできます。これら以外の書類は発行できませんので、あらかじめご了承ください。 ・受講料は非課税取引（消費税法第６条別表第２）に該当するため、インボイス制度（適格請求書等保存方式）の対象外です。

（2）受講の申込み方法（集合講習）

やむを得ない事情によりオンライン環境を整えることができない場合には、省エネルギーセンターが指定する会場において、あらかじめ録画された講義動画を視聴する方法により受講することができます。

講義内容は、工場と事業場を合わせた内容（合同講義）で実施し、講義時間は約６時間です。

集合講習を希望される場合は、以下の手続きを行ってください。

１）受講申込み及び受講料の支払い期限

申込書［専用の払込取扱票］の提出（集合講習）	
申込み方法	・省エネルギーセンター 講習部のホームページにある「資料請求フォーム」バナーから、資料（払込取扱票／申込書）を請求してください。 ・郵便局（ゆうちょ銀行）の窓口へ申込書（専用の払込取扱票）を提出し、受講料をお支払いいただくことで、本申込みの完了となります。 ・振込手数料は申込者の負担となります。
受付期間 入金期限	**○ 支払方法［専用の払込取扱票］** ・申込受付期間：令和８年12月１日（火）～令和９年１月29日（金） ・入金期限：東京都（201・202）令和９年１月８日（金）日附印有効 愛知県（401・402）令和９年１月27日（水）日附印有効 大阪府（601・602）令和９年１月29日（金）日附印有効

※ 集合講習はインターネット申込みができません。申込書（払込取扱票）を提出する方法によりお申込みください。

２）集合講習の講習地、講習日、会場番号

講習地	開催都市	会場番号	講習日時	定員
東京都	港区	工　場：201 事業場：202	令和９年１月29日（金）	30
愛知県	名古屋市	工　場：401 事業場：402	令和９年２月17日（水）	30
大阪府	大阪市	工　場：601 事業場：602	令和９年２月24日（水）	30

※ 講義時間は10時00分から18時10分までです。会場により変更となる場合があります。
※ 講義カリキュラムはオンライン講習と同一です。
※ 上表の会場番号は「工場」と「事業場」に分かれていますが、講義は合同で実施します。
※ 会場番号の記入がない場合は、オンライン講習への申込みとして取り扱います。
※ 集合講習は先着順で受け付けます。定員に達した場合は、「オンライン講習の受講」に変更となります。

３）教材及び受講票の発送日

・東京都（201・202）：令和９年１月15日（金）予定
・愛知県（401・402）：令和９年２月５日（金）予定
・大阪府（601・602）：令和９年２月12日（金）予定

※会場の開催場所や注意事項等は、受講票にてご確認ください。

参考１　よくある質問Ｑ＆Ａ

Ｑ１　特定事業者等（指定工場等）の選任状況（エネルギー管理企画推進者・エネルギー管理員）を全て確認したい。

ＥＣＣＪでは選任状況（受講対象者以外）に関する情報は管轄外となりますため、詳細につきましては、所轄の経済産業局へご確認ください。

Ｑ２　エネルギー管理企画推進者・エネルギー管理員として、中長期報告書や定期報告書に記載して申請したのに、受講対象外とＥＣＣＪに言われた。

・中長期報告書・定期報告書に選任者として記載しただけでは、選任者の登録（交代）はできません。選任解任届出書（様式４又は様式７）の電子申請が必要になります。
・未提出の場合はEEGS（省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム）へ電子申請を行い、ＥＣＣＪにメール（train@eccj.or.jp）で以下の①～②の情報をお知らせください。内容を確認のうえ、受講対象者になる場合は個別に対応いたします。
　① 解任者の氏名、解任日、講習修了番号（又は免状番号）
　② 選任者の氏名、選任日、講習修了番号

Ｑ３　エネルギー管理企画推進者・エネルギー管理員として、選任解任届出書（様式４又は様式７）に記載して申請したのに、受講対象外とＥＣＣＪに言われた。

・講習修了年度や選任年度等によっては、令和８年度の資質向上講習の受講はできません。詳しくは４ページをご確認ください。
・選任解任届出書（様式４又は様式７）に不備があった場合は選任者として登録されません。登録上の不備理由はＥＣＣＪでは確認いたしかねますため、詳細につきましては、所轄の経済産業局へご確認ください。
・再提出の場合はEEGS（省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム）へ電子申請を行い、ＥＣＣＪにメール（train@eccj.or.jp）で以下の①～②の情報をお知らせください。内容を確認のうえ、受講対象者になる場合は個別に対応いたします。
　① 解任者の氏名、解任日、講習修了番号（又は免状番号）
　② 選任者の氏名、選任日、講習修了番号

Ｑ４　エネルギー管理士（試験・研修）に合格したが、資質向上講習の受講は必要か。

新規講習の修了番号で選任されている方は、エネルギー管理士免状を取得し、所轄経済産業局へ「エネルギー管理士免状取得者」として新たに選任届出書を提出することで受講は不要となります。

Ｑ５　異動・退職・定年等の予定でも受講は必要か。

・原則、選任中の場合は受講が必要です。選任解任届出書（様式４又は様式７）の解任届出書を電子申請された場合は「解任済み」となり受講が不要です。
・ご質問がある場合は、ＥＣＣＪにメール（train@eccj.or.jp）で以下の①～②の情報をお知らせください。内容を確認のうえ、個別に対応いたします。
　① 選任者（解任予定者）の氏名、解任日（予定）、講習修了番号
　② 後任者の氏名、選任日、講習修了番号（未定の場合や新規講習受講予定等）



参考２　関連情報及び連絡先一覧

○省エネポータルサイト（経済産業省 資源エネルギー庁）

省エネ法に関する情報は、省エネポータルサイトをご覧ください。
省エネ法（概要・様式など）や各種支援制度の概要等を紹介しています。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/index.html

○省エネ・非化石転換法ヘルプデスク

省エネ法ヘルプデスクを開設しています。
定期報告書・中長期報告書の書き方などに関する質問などに対応しています。
https://www.eccj.or.jp/helpdesk/

○省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（通称：EEGS（イーグス））

https://eegs.env.go.jp/eegs-portal/

○EEGSヘルプデスク

EEGSヘルプデスクを開設しています。
操作方法等に関するご質問に対応しています。
https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/questions.html
TEL：03-4446-6054　　メール：g-eegs-support@sec.co.jp

○エネルギー管理講習（新規講習）（資質向上講習）実施機関

経済産業大臣指定講習機関
一般財団法人 省エネルギーセンター
エネルギー管理試験・講習本部　講習部
TEL：03-5439-4977　　FAX：03-5439-6290　　メール：train@eccj.or.jp

○経済産業局　窓口（省エネ法・省エネ関係書類の提出先）

経済産業局へのお問い合せ前に、**省エネ法のヘルプデスク等をご活用**ください。

経済産業局		電話	対象地域
北海道経済産業局	エネルギー対策課	011-709-2311	北海道
東北経済産業局	エネルギー対策課	022-221-4932	青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県
関東経済産業局	省エネルギー対策課	048-600-0362	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県・静岡県
中部経済産業局	エネルギー対策課	052-951-0417	富山県・石川県・岐阜県・愛知県・三重県
近畿経済産業局	エネルギー対策課	06-6966-6051	福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県
中国経済産業局	エネルギー対策課	082-224-5741	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
四国経済産業局	エネルギー対策課	087-811-8535	徳島県・香川県・愛媛県・高知県
九州経済産業局	エネルギー対策課	092-482-5474	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県
沖縄総合事務局	経済産業部 エネルギー・燃料課	098-866-1759	沖縄県

※出典：省エネ法の手引き

参考３　資質向上講習（法定講習）の受講義務について

事業者は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づき「エネルギー管理企画推進者」又は「エネルギー管理員」の選任者に対して、**定期的**に資質の向上を図るための講習（資質向上講習）を**受講させることが義務付け**[注1]られています（エネルギー管理士免状取得者を除く）。

（省エネ・非化石転換法から一部抜粋）

（エネルギー管理企画推進者）

第九条　特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる者のうちから、前条第一項に規定する業務（第十五条第二項の中長期的な計画の作成事務を除く。）に関し、エネルギー管理統括者を補佐する者（以下この条において「エネルギー管理企画推進者」という。）を選任しなければならない。

一　経済産業大臣又はその指定する者（以下「指定講習機関」という。）が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギーの使用の合理化に関し必要な知識及び技能に関する講習の課程を修了した者

二　エネルギー管理士免状（第五十五条に規定するエネルギー管理士免状をいう。以下この節において同じ。）の交付を受けている者

2　特定事業者は、前項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理企画推進者を選任した場合には、経済産業省令で定める期間ごとに、当該エネルギー管理企画推進者に経済産業大臣又は指定講習機関が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギー管理企画推進者の資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。

3　特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理企画推進者の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。

（省エネ・非化石転換法から一部抜粋）

（エネルギー管理員）

第十二条　第一種特定事業者のうち前条第一項各号に掲げる工場等を設置している者（以下この条において「第一種指定事業者」という。）は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している当該工場等ごとに、第九条第一項各号に掲げる者のうちから、前条第一項各号に掲げる工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を管理する者（以下この条において「エネルギー管理員」という。）を選任しなければならない。

2　第一種指定事業者は、第九条第一項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理員を選任した場合には、経済産業省令で定める期間ごとに、当該エネルギー管理員に経済産業大臣又は指定講習機関が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギー管理員の資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。

3　第一種指定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理員の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。

注１：経済産業省令で定めるところにより行う資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない

・エネルギー管理企画推進者
　省エネ・非化石転換法第９条第２項、第21条第２項、第33条第２項
・エネルギー管理員
　省エネ・非化石転換法第12条第２項、第14条第２項、第24条第２項、
　第26条第２項、第36条第２項、第38条第２項、第45条第２項、第47条第２項

参考４　資質向上講習（法定講習）の受講期間について

事業者は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する**法律施行規則（以下、省令）**に基づき「エネルギー管理企画推進者」又は「エネルギー管理員」の選任者に対して、**定期的**[注2]に資質の向上を図るための講習（資質向上講習）を受講させることが義務付けられています（エネルギー管理士免状取得者を除く）。

（省令から一部抜粋）

（資質の向上を図るための講習の期間/エネルギー管理企画推進者）

第十四条　法第九条第二項、第二十一条第二項又は第三十三条第二項の経済産業省令で定める期間は、エネルギー管理企画推進者に選任されている者が法第九条第一項第一号に規定する講習を受けた日（エネルギー管理企画推進者に選任されている者が法第九条第二項、第二十一条第二項又は第三十三条第二項に規定する講習を受けたことがある場合には、当該者が受けた当該講習のうち直近のものを受けた日）の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年とする。ただし、当該者が次に掲げる者である場合には、エネルギー管理企画推進者に選任された日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して一年とする。

一　法第九条第一項第一号に規定する講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理企画推進者に選任された者

二　エネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員を解任された後、当該者が受けた法第九条第二項、第十二条第二項、第十四条第二項、第二十一条第二項、第二十四条第二項、第二十六条第二項、第三十三条第二項、第三十六条第二項、第三十八条第二項、第四十五条第二項又は第四十七条第二項に規定する講習のうち直近のものを受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理企画推進者に選任された者

2　前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前項の期間内に講習を受けさせることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に講習を受けさせなければならない。

（省令から一部抜粋）

（資質の向上を図るための講習の期間/エネルギー管理員）

第三十二条　法第十二条第二項、第十四条第二項、第二十四条第二項、第二十六条第二項、第三十六条第二項、第三十八条第二項、第四十五条第二項又は第四十七条第二項の経済産業省令で定める期間は、エネルギー管理員に選任されている者が法第九条第一項第一号に規定する講習を受けた日（エネルギー管理員に選任されている者が法第十二条第二項、第十四条第二項、第二十四条第二項、第二十六条第二項、第三十六条第二項、第三十八条第二項、第四十五条第二項又は第四十七条第二項に規定する講習を受けたことがある場合には、当該者が受けた当該講習のうち直近のものを受けた日）の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年とする。ただし、当該者が次に掲げる者である場合には、エネルギー管理員に選任された日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して一年とする。

一　法第九条第一項第一号に規定する講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理員に選任された者

二　エネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員を解任された後、当該者が受けた法第九条第二項、第十二条第二項、第十四条第二項、第二十一条第二項、第二十四条第二項、第二十六条第二項、第三十三条第二項、第三十六条第二項、第三十八条第二項、第四十五条第二項又は第四十七条第二項に規定する講習のうち直近のものを受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理員に選任された者

2　前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前項の期間内に講習を受けさせることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に講習を受けさせなければならない。

注２：資質の向上を図るための講習の期間

・エネルギー管理企画推進者：省令第14条

・エネルギー管理員：省令第32条



禁無断転載、版権所有　一般財団法人省エネルギーセンター
Copyright ©The Energy Conservation Center, Japan 2026
※この印刷物は資源の有効利用のため、古紙パルプ配合率70%の再生紙・植物性インキを使用しています。